

厚生労働大臣
坂口 力 殿

平成15年4月15日
総合規制改革会議
議長 宮内 義彦

資料等提出依頼

4月3日に開催された第4回総合規制改革会議アクションプラン実行ワーキンググループにおいて、当会議の委員、専門委員から貴省に対し依頼致しました事項等について、総合規制改革会議令第5条第1項に基づき、下記のとおり、資料、データ等の提出をお願い致します。

提出期限：4月22日（火）17：00

原則として、提出された資料等については、ホームページ等において公開させていただきます。なお、期限までに提出が困難な場合は、その理由及び提出可能な時期についても御回答願います。また、期限までに提出が困難な場合または提出がなかった場合は、その事実及びその理由も公開させていただきます。

記

1. 過去に、地方公共団体や社会福祉法人が建設した特別養護老人ホームについて、建物床面積面積一坪当たりの建設コストを、具体的事例に即してご教示頂きたい。

また、今回の特区における特例措置により、建設主体が株式会社等（PFI選定事業者）となった場合、上記建設コストは、どの程度削減できるか、貴省としての見込みを、ご教示頂きたい。

2. 特区において、PFI方式・公設民営方式といった「地方公共団体が全面的に関与する方式」の下で、株式会社が特別養護老人ホームを経営することについて、株式会社よりも大規模な資金調達はむしろ困難な社会福祉法人による経営と比較して、どのような弊害が想定されるか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、こうした特区における特例措置を、仮に直ちに全国展開することにした場合、どのような弊害が想定されるか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

3. 特別養護老人ホームについて、PFI方式・公設民営方式でなくとも、株式会社等が直接に設置・運営を行う方式（いわゆる民設民営方式）を解禁すべきとする意見・要望に対する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

例えば、地方公共団体が株式会社に出資し、株主としてその経営に影響を与えるような方式により、第三セクターが特別養護老人ホームを設置・経営するとした場合、これに関する貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

4. PFI方式・公設民営方式により株式会社が特別養護老人ホームを経営することについて、特区での取組みを「モデルケース、実験」とするならば、その評価項目、評価基準、および評価スケジュールについて、貴省の見解を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

5. 特区における株式会社等による特別養護老人ホーム経営に関する平成15年度の予算内容（件数・金額等）について、PFI方式・公設民営方式別に、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

また、本件に関する補助金交付要綱についても、ご提出頂きたい。

なお、この他にも追加依頼、回答を踏まえた再依頼など有り得ることをお含みおき下さい。

【参考】総合規制改革会議令（平成13年3月30日政令第87号）（抜粋）

第5条（資料の提出等の要求）

会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、会議からその所掌事務を遂行するため必要があるとして申出があったときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力をすべきことを求めることができる。